

大津市企業局週休 2 日取組指定型工事実施要領
(下水道工事版)

令和 7 年 1 0 月

大津市企業局

はじめに

■目的

大津市企業局週休2日取組指定型工事实施要領（下水道工事版）（以下「本実施要領」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、建設業全体で週休2日の取組を拡大するため、建設工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市企業局が発注する全ての下水道工事（災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く）とする。また、営繕工事、小額工事及び現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。

■適用基準

本実施要領は、「週休2日取組指定型工事实施要領【下水道事業版】」（滋賀県琵琶湖環境部）を準用し、令和7年10月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「週休2日取組指定型工事実施要領【下水道事業版】」（滋賀県琵琶湖環境部）中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読み替え等により運用する。

左欄	中欄	右欄
2. 概要	○対象工事は、<u>下水道課および流域下水道事務所が発注する全ての工事</u>とする。ただし、以下の工事を除く。 ・現地作業が1週間に満たない工事 ・維持管理業務において執行する処理場・ポンプ場の機械設備、電気設備などで部品交換等を主に行う修繕工事 ・災害復旧工事 ・単価契約工事	○対象工事は、<u>大津市企業局</u>が発注する<u>下水道工事</u>とする。ただし、以下の工事を除く。 ・現地作業が1週間に満たない工事 ・維持管理業務において執行する処理場・ポンプ場の機械設備、電気設備などで部品交換等を主に行う修繕工事 ・災害復旧工事 ・単価契約工事 ・<u>別に同様の要領等を策定あるいは準用している工事</u>
	○建築工事（建築機械・建築電気含む）については「<u>（営繕工事版）週休2日取組促進型工事実施要領（滋賀県土木交通部建築課）</u>」によるものとする。	※適用しないものとする。
4. 実施方法	(1)工事着手前 ・受注者が、休暇日を明示した<u>工事工程表</u>を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。<u>工事工程表</u>により確認できない場合は、<u>工事工程表</u>を再提出、再協議により確認する。 ・<u>工事工程表</u>にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。	(1)工事着手前 ・受注者が、休暇日を明示した<u>週休2日取得計画・実績表</u>を作成した上で、監督職員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。<u>週休2日取得計画・実績表</u>により確認できない場合は、<u>週休2日取得計画・実績表</u>を再提出、再協議により確認する。 ・<u>週休2日取得計画・実績表</u>にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
6. 費用（積算方法等） (2) 補正方法	なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所が週休2日に満たないものは、<u>滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。</u>	なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所が週休2日に満たないものは、<u>大津市契約規則第22条第2項第3号において定められた工事請負契約書（様式第5号）第24条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。</u>

6. 費用（積算方法等） （3）対象工事である旨等の明示	記載例（四角囲い）中の次の内容 費用の計上にあたっては、「<u>週休2日取組指定型工事 実施要領【下水道事業版】</u>」により行う。 受注者は休暇日を明示した<u>工事工程表</u>を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。	記載例（四角囲い）中の次の内容 費用の計上にあたっては、「<u>大津市企業局週休2日取組指定型工事実施要領【下水道工事版】</u>」により行う。 受注者は休暇日を明示した<u>週休2日取得計画・実績表</u>を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
7. 着手前の確認事項等	①受注者は、休暇日を明示した<u>工事工程表</u>を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。 ②「<u>工事工程表</u>」「<u>工事施工体制</u>」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。	①受注者は、休暇日を明示した<u>週休2日取得計画・実績表</u>を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。 ②「<u>週休2日取得計画・実績表</u>」「<u>工事施工体制</u>」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。
8. 現場閉所の確認方法等	発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された<u>工程表</u>や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。	発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された<u>週休2日取得計画・実績表</u>や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。
8. 現場閉所の確認方法等 （1）工事実施期間中	④対象期間における雨休日が発注の明示以上にあった場合 受発注者協議のうえ原則として、その差分について工期の延長を行う。 ただし、工期に余裕があるなど工期の延長を行う必要がない場合は、この限りではない。 また、現場条件により工期の延長が困難なため、対象期間の休暇日に作業を行った場合、上記の差分を休暇日に振替えを行うことができる。	※適用しないものとする。
9. 不履行に対する措置	・施工計画書に記載した<u>工事工程表</u>等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。	・施工計画書に記載した<u>週休2日取得計画・実績表</u>等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

特記仕様書記載例

第●条

本工事は、発注者が完全週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式（完全週休2日）工事である。

完全週休2日実施に関する事項は、「大津市企業局週休2日取組指定型工事実施要領（下水道工事版）」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した週休2日取得計画・実績表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、週休2日の達成率が100%未満であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。